

ラオス人民検察院の民事訴訟手続の参加¹

ラオス人民民主共和国

中部高等人民検察院民事事件検討課課長

ラッタナポーン・パパックデイ

まず、内藤部長を始めとする ICD 関係者の皆さま、松尾先生や日本の先生方、オンラインで参加して下さった皆さま、尊敬申し上げます。

自己紹介を日本語でさせていただきます。

(日本語)

私はラッタナポーン・パパックデイです。検察官です。私は慶應大学で勉強中です。

(以下ラオス語)

慶應大学に留学する前には、ラオスで地域検察院の民事事件検討課課長を務めておりました。

本日の発表のテーマは、ラオスの民事事件における検察官の関与に関することです。

まず、本題に入る前にスライドを共有させていただきます。

ラオス人民検察院



こちらの写真は、ラオスの最高検察院の建物の前と横から撮ったものです。

¹ 本稿は、ラオスから慶應義塾大学大学院法務研究科に留学中の留学生 2 名をインターンとして当部で受け入れた際、同留学生から発表された内容を記事にしたものである。インターンの内容については ICD NEWS 91 号 78 頁参照。



左側のロゴは、検察院のマークです。普段、私たちは制服を着用しておりますが、制服の左腕のところにロゴが貼ってあります。

今、映っている方は検察院の幹部の方々です。

真ん中の最前列に座っているのは、最高検のサイサナ・コートプートン長官です。両サイドは最高検の副長官です。左側の方が軍事検察院の長官を務めている方です。そして、後ろの2列目と3列目は局長レベルの幹部の方々です。その中の一部はJICAプロジェクトの初期メンバーであり、課長レベルから昇進してきた方もいます。

例えば、2列目の真ん中の女性はポンペットさんで、同列の左側はカンペットさん、最後列にはブアリーさんがいます。

ラオス人民検察院の民事訴訟手続の参加

1. 人民検察院の歴史
2. 人民検察院の役割
3. 人民検察院の民事訴訟手続の参加

本日発表するテーマは主に三つございます。

一つ目は人民検察院の歴史、二つ目は検察院の役割、三つ目は検察院の民事事件参加について、その根拠についてもお話しします。

1. 人民検察院の歴史

1.1 人民検察院法が制定される前の時期（1975年－1990年）

A. 1975年－1983年までの時期

- 独立した後、国家機関の中央から地方レベルまで改革がなされた。
- この時期では「検察局」と呼ばれ、司法省の管轄下にあった。
- この時期は公判段階の手続き、必要な事件においては警察と協力しながら捜査活動を行う。また捜索、逮捕、拘束命令や被疑者の釈放命令の発付等の業務をしていた。
- この時期、1976年10月15日付け首相令第53号が逮捕、捜査及び公判における活動の根拠となっていた。

まず、検察院の歴史、概要についてですが、二つの時期に分けて説明します。

一つ目は検察院法ができあがる前の時期、二つ目は検察院法が成立した後の時期についてです。

検察院法が成立前の時期というのは、1975年から1990年にかけての時期です。

その中でも、更に二つの時期に分かれます。

第一期は1975年から1983年の時期です。ご存じのとおり、1975年はラオスが独立した年であり、その時期に植民地時代から独立国家として誕生したわけですが、中

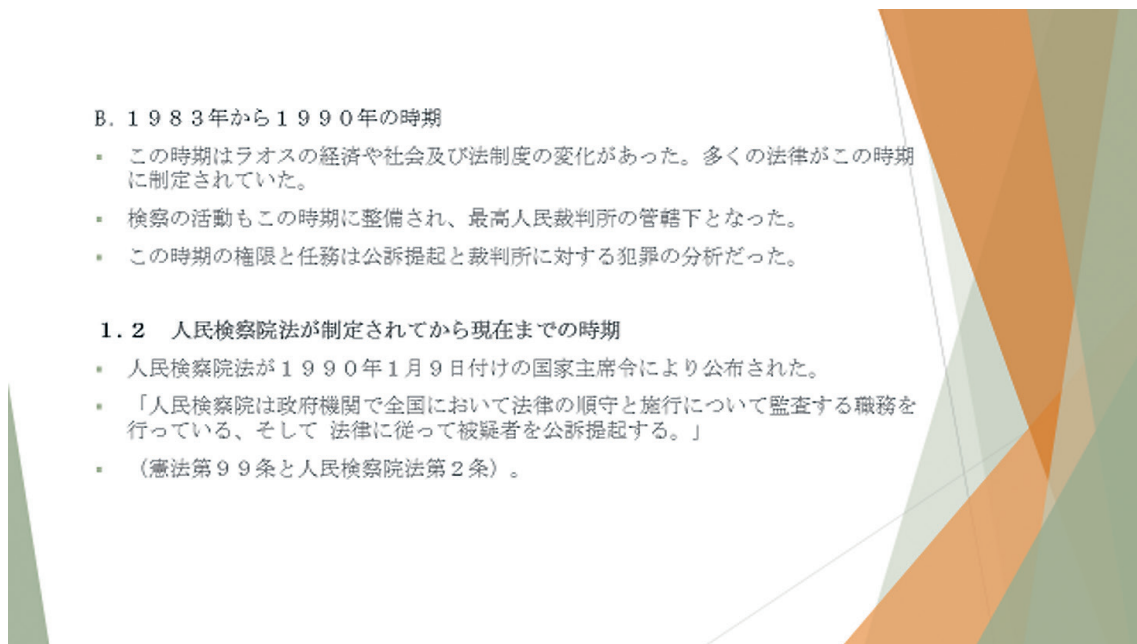
央から地方レベルまで国家の体制が確立されました。

この時期には、検察院は司法省の管轄下の一つの局であり、正確には「検察局」と呼ばれていました。

この時期の活動としては、裁判手続や、必要な場合には警察と共に捜査活動を行ったり、捜索、逮捕、拘束、釈放命令を発効したりする役割を担っていました。

この時期は、特に活動に関する根拠法ができておらず、首相令53号に基づいて逮捕や捜査活動や公訴提起などの活動を行っていました。

この時期は、民事事件は数が極めて少なく、ほとんどが刑事事件でした。



検察院法成立前の第二期は1983年から1990年で、ラオスの社会や経済の体制がかなり変わりました。また、法律も徐々に作られました。

当時は、一時的に裁判所の管轄下の機関と位置づけられました。検察院法と裁判所法は同時に起草をしていましたが、裁判所法が先に成立し、検察院法はまだ成立していなかったので一時的に裁判所の管轄下に入ることになりました。

この時期の役割としては、主に公訴提起及び犯罪の解説、すなわち裁判においてどのような犯罪かを分析するというものでした。

次に、検察院法成立後から現在までの時期を説明します。

検察院法が制定したのは1990年1月9日ですが、その日は現在でも検察院成立の記念日とされています。

検察院の役割を簡潔に述べると、法律の遵守に関する監査業務及び法律に基づく公訴提起を行うのが基本的な役割でした。

- 組織体制-人民検察庁
- 県、首都人民検察院
- 郡人民検察院
- 軍事検察院

2003年には人民検察院法が改正された。

組織体制が改正された。詳細は以下の通りである：

- 最高人民検察院
- 地域検察院（北部、中部、南部検察院）
- 県、首都人民検察院
- 郡人民検察院
- 軍事検察院

当時の組織の構成としては、高等検察院、その下に県・首都の検察院、その下に郡の検察院があり、軍の検察院もありました。

検察院法ができてから現在まで三度の改正がなされました。一回目が2003年、二回目が2009年、そして現行法は2017年版です。

改正に関して、組織の構造の改正の部分だけ紹介します。

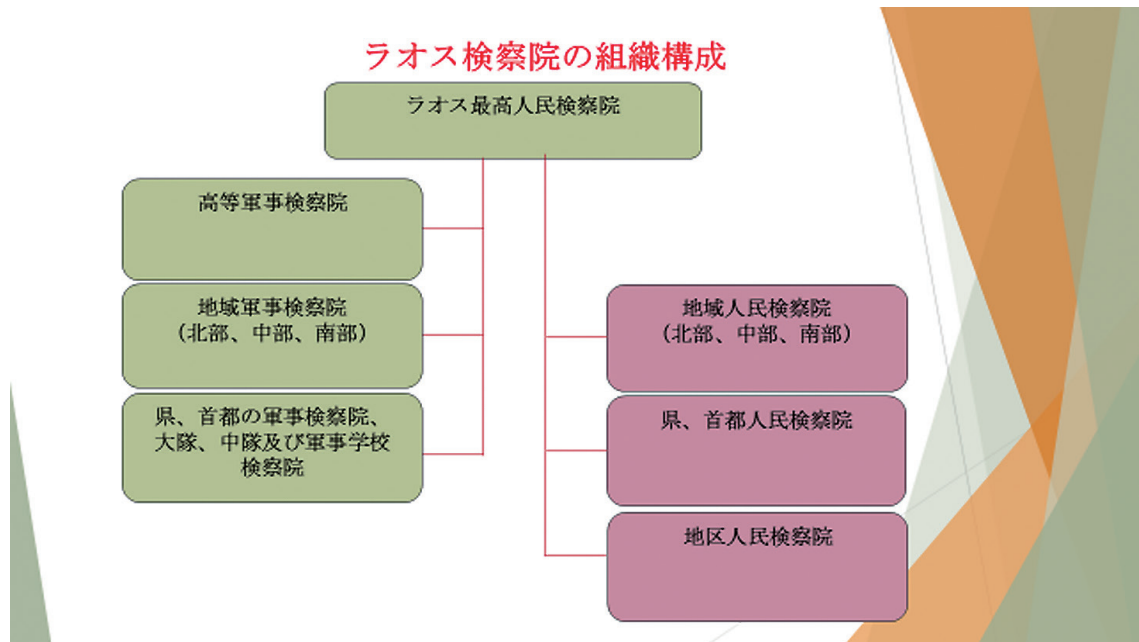
組織の改名を行い、「高等検察院」が「最高検察院」に、第二審を扱う検察院は「控訴審検察院」という名前がつけられ、その下には、県・首都検察院と郡検察院がありました。

- また2009年にも人民検察院法が改正された。
- 組織体制が改正された。
- 最高人民検察院
- 地域検察院（北部、中部、南部検察院）
- 県、首都人民検察院
- 地区人民検察院
- 軍事検察院
- 検察院の委員会についての規定が定められた。
- 現在の現行法は2017年改正版

2009年の改正では「控訴審検察院」が「地域検察院」に改名されました。地域検察院は北部・中部・南部の3カ所に置かれています。

その下が、県・首都検察院で、その次は「地区検察院」になりました。地区検察院は、複数の郡を一つの地区とするなどして検察院が置かれたものです。

新しく加わったものとしては、スライドの下から二番目にある、検察委員会の規定が設けられました。



現行法2017年版で定められている組織構成は、それほど変わりませんがスライドのとおりです。

左側の緑色が軍事検察院の組織で、右のピンク色が人民検察院です。

右側の人民検察院について、地域検察院が北部・中部・南部に三つあり、県・首都検察院は17の県と一つの首都に検察院がおかれています。そして全国では、合計43の地区検察院があります。

ラオス最高人民検察院の組織体制



こちらは組織構成ですが、トップは最高検長官です。長官は他の省の大臣級、副長官は副大臣級になります。

そして、民事監査局が民事事件の監査の活動を担当しております。

なお、ラオスの検察官は1級、2級、3級に分かれています。

検察官になるためには、まず検察院の職員（国家公務員）として採用されます。その後、専門職として手伝いを行い、検察官補佐官としての試験を受け、合格すれば補佐官となります。

その後、何年か実務の経験を経た後、試験に合格して初めて3級検察官になります。

2. 人民検察院の役割

- 人民検察院法第10条によれば、権限及び任務について、以下の通り定めている。
 1. 各省庁、省と同格の政府組織、建国戦線、大衆機関、社会組織、地方行政組織、企業、市民の法律の順守と施行が正しく統一的行われているか監査する。この監査を一般監査という。
 2. 捜査機関の法律施行を監査する。
 3. 法律に定められた通り、事件の全部又はその一部において捜査活動を行う。
 4. 被疑者に対する公訴提起をする。
 5. 公判段階における法律施行を監査する。
 6. 命令、処分、確定した第一審判決、上訴審判決の実施を監査する。
 7. 留置場、拘置場、矯正センター、矯正施設ならびに裁判所の矯正処置実施場における法律の実施について、監査する。
 8. 国家主席令に沿っての恩赦について、研究、提案、実施を監査する。
 9. 捜査機関及び強制措置の実施、犯罪防止及び法令違反の防止を取込む関係機関と協力し、犯罪の発生原因や発生要因を阻止する。
 10. 新しい証拠が見つかった場合、法律に基づき、再審手続きを行う。
 11. 法律に定められているその他の権利及び責務を遂行する。

検察院の役割について説明します。

役割については、現行検察院法の10条に定められています。皆さんも和訳を持っているかと思いますが、説明すると以下のとおりです。

まずは1号で一般監査、2号で捜査・取調機関の法律実施の監査、3号は法律にしたがって事件の一部又は全部の捜査、取調を行うこと、4号は公訴提起、5号は裁判所における法律の実施を監査すること、6号は命令や処分、一審判決や最終的な判決の実施に関する監査、7号は留置場、拘置場、矯正センターにおける法律実施の適法性の監査、8号は国家主席の命令に沿って、恩赦についての研究や提案、実施の監査（恩赦は毎年一回は行われる）、9号は捜査機関や関係機関の犯罪の追跡活動、研究への協力、10号は新証拠が見つかった場合の再審、11号は、法律が定めたその他の義務を履行することを定め

ています。

3. 人民検察院の民事訴訟手続の参加

3.1. 検察院の民事事件の監査における根拠規定

- 人民検察院法
- 人民検察院法第10条5号には「裁判所の事件手続を監査する。」と規定している。
- 目的：
 - 1) 裁判所による事件処理が完全、包括、客観的及び適正に行われるためである。
 - 2) 裁判所の命令、処分、第一審又は上訴審判決の適法性及び公正性が保たれるためである。
- 人民検察院は、国家及び社会又は行為無能力者、保護者のいない18歳未満の子供の権利・利益を保護するために民事、商事、家事及び児童事件の訴訟手続に参加することができる。
- 検察院の参加 ー民事原告として訴訟の参加
 - ー公判段階における法律の実施を監査する立場としての参加
- (人民検察院法第49条、民法第62条)
- 第49条は、民事、商事、家事、児童(少年)、労働事件等における裁判所の法令の遵守について人民検察院の監査権限及び責務を定めている。
- 第50条は、民事、商事、家事、児童(少年)事件等における監査について定めている。

- 包括的な訴訟手続とは、訴訟手続において、原告の訴え、被告の答弁又は反訴にかかる証拠及び第三者にかかる証拠を全て検討しなければならないことをいう。裁判官は証拠についてどの証拠が主要な証拠か、どの証拠が補充証拠かを特定し、合理的に評価しなければならない。証拠の一つの側面だけの検討や片方当事者の証拠だけで判断をしてはならない。
- 完全な訴訟手続とは、事件の出来事について全ての情報、証拠が収集されることをいう。裁判所は当事者が提示した情報証拠を審理判決するために十分且つ明確かどうかを確認しなければならない。まだ不十分と判断した場合、裁判官は当事者に追加で証拠を提出するよう案内しなければならない。また、裁判官は証人、材又は当事者の申立から情報証拠を収集しなければならない。これは事件を審理判決する前にできるだけ事件の事実を明らかにするためである。
- 客観的な訴訟手続とは、訴訟手続が、情報、証拠、法及び正義に基づいていなければならないことをいう。裁判所の事件の判断において事件記録にある証拠に基づかなければならない。そして法的な根拠のあることが前提である。これは裁判所による判断が事件の事実、法律に適し、当事者にとって公正であることを保障するためである。

本日のメインのテーマである、民事事件において検察官が実務上どのように関与しているか説明します。

民事事件に関与する根拠規定ですが、検察院法と民事訴訟法が根拠になります。

事件の参加というのは、検察院法の10条5号、裁判所の事件手続に関する監査活動という規定に基づいて活動しています。

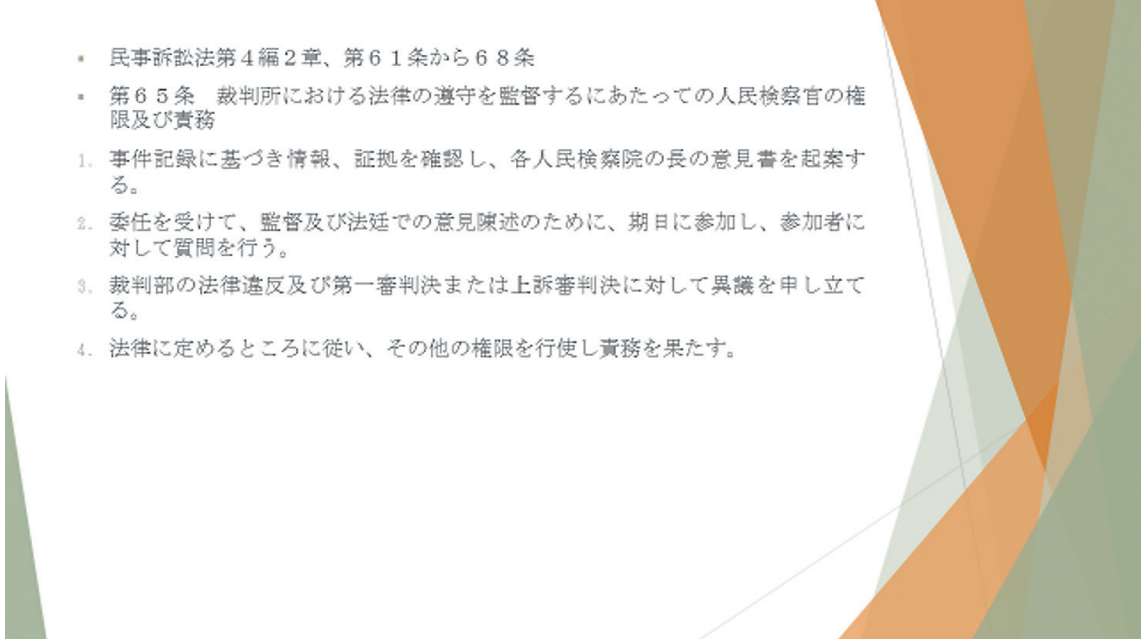
この規定が、私たちの日々の活動の主な根拠規定です。

事件を監査する目的として、一つ目は、裁判手続が完全、包括、客観的、かつ事件手続の段階に沿って適正に行われているかを確認するというものです。

そして、二つ目の目的は、裁判所の決定、命令、処分や判決が適法かつ公正に実施されることを確実にするためです。

検察院が民事事件、商事事件、家事事件及び少年事件に参加するのは、国家の利益や社会の利益及び行為能力のない人、18歳未満の人の権利利益を保護するためです。

どういう立場で民事事件に関与するかというと、まず、民事事件における原告として参加する場合と、もう一つは裁判での法律の実施を監査するために参加する、この二つの場合は、検察院法49条と民訴法62条が根拠です。

- 
- 民事訴訟法第4編2章、第61条から68条
 - 第65条 裁判所における法律の遵守を監督するにあたっての人民検察官の権限及び責務
 1. 事件記録に基づき情報、証拠を確認し、各人民検察院の長の意見書を起案する。
 2. 委任を受けて、監督及び法廷での意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問を行う。
 3. 裁判部の法律違反及び第一審判決または上訴審判決に対して異議を申し立てる。
 4. 法律に定めるところに従い、その他の権限を行使し責務を果たす。

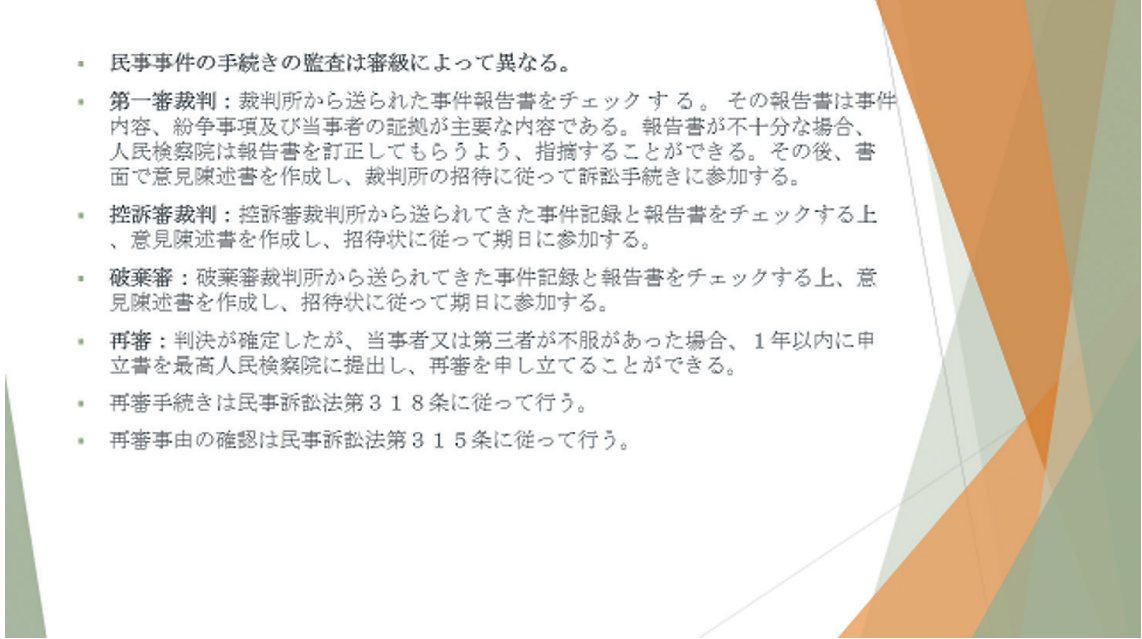
民訴法の第2章、条文だと61条から68条までは、検察院がどういう立場で民事事件に関与するかという規定が定められています。

ここでは民訴法65条を紹介したいと思います。

65条1項1号には事件記録に基づき、証拠を確認し、各人民検察院長の意見書を起案すると定めています。

そして、2号は、委任を受けて、監査及び法廷意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問することを、3号は、合議体が法律違反及び第一審判決及び上訴審判決に対して異議申立をすることをそれぞれ定めています。

検察官の民事事件における参加ですが、各審級で、監査の項目が異なります。

- 
- ・ 民事事件の手続きの監査は審級によって異なる。
 - ・ 第一審裁判：裁判所から送られた事件報告書をチェックする。その報告書は事件内容、紛争事項及び当事者の証拠が主要な内容である。報告書が不十分な場合、人民検察院は報告書を訂正してもらうよう、指摘することができる。その後、書面で意見陳述書を作成し、裁判所の招待に従って訴訟手続きに参加する。
 - ・ 控訴審裁判：控訴審裁判所から送られてきた事件記録と報告書をチェックする上、意見陳述書を作成し、招待状に従って期日に参加する。
 - ・ 破棄審：破棄審裁判所から送られてきた事件記録と報告書をチェックする上、意見陳述書を作成し、招待状に従って期日に参加する。
 - ・ 再審：判決が確定したが、当事者又は第三者が不服があった場合、1年以内に申立書を最高人民検察院に提出し、再審を申し立てることができる。
 - ・ 再審手続きは民事訴訟法第318条に従って行う。
 - ・ 再審事由の確認は民事訴訟法第315条に従って行う。

一審裁判においては、検察院が裁判所から送られてきた事件の要約の報告書を確認します。

その報告書の中では、事件内容や争いとなっている部分、当事者が提出した証拠が詳細にまとめられています。検察官は、期日前に裁判所から送られた報告書を確認します。

その報告書を確認した後、報告書の中で、裁判所が当事者の証拠についてまだ細かく、丁寧に言及していない場合あるいは曖昧な表現を使っている場合には、検察官が裁判所に対し報告書の修正・追加をしてもらいます。

裁判所が修正した報告書を確認した上、検察官は意見書を作成して期日に参加します。

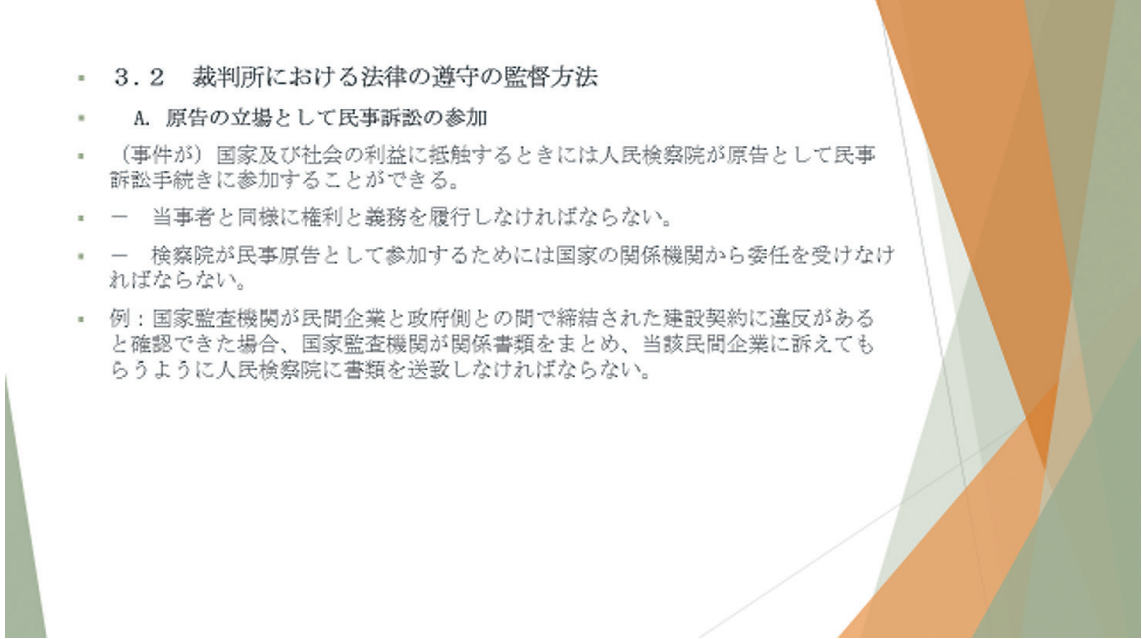
ただいま説明した一審裁判の業務ですが、法律が具体的なプロセスを詳細に定めていないため、最高裁と最高検が共同でガイドラインを作成し、そのガイドラインにしたがって実施しています。

その共同ガイドラインは01号というもので2017年1月12日に発布されました。

控訴審と破棄審も手続は似ていますが、控訴審では当該事件における事件ファイルと裁判所がまとめている報告書を送ってもらい、検察院が確認して意見書を作成し、期日に参加します。

ラオスの法律では、確定した判決に対して、再審という手続を行うことができます。再審手続は、確定判決に不服のある当事者あるいは第三者が判決から一年以内に最高検察院に対して再審申立を行うことができます。

再審申立に理由があるかどうかの判断については、民訴法の318条と315条を根拠にして判断します。

- 
- 3.2 裁判所における法律の遵守の監督方法
 - A. 原告の立場として民事訴訟の参加
 - (事件が) 国家及び社会の利益に抵触するときには人民検察院が原告として民事訴訟手続きに参加することができる。
 - — 当事者と同様に権利と義務を履行しなければならない。
 - — 検察院が民事原告として参加するためには国家の関係機関から委任を受けなければならない。
 - 例：国家監査機関が民間企業と政府側との間で締結された建設契約に違反があると確認できた場合、国家監査機関が関係書類をまとめ、当該民間企業に訴えてもらうように人民検察院に書類を送致しなければならない。

先ほどは理論の説明をしましたが、実務として、実際の裁判における法律の監査の活動を具体的にどのように行うのか説明したいと思います。

まず、民事事件において民事原告としての立場で参加する場合の話をしていきます。

国家や社会の利益に反する場合において、検察院が民事原告として提訴することができます。この場合は、民訴法で定めている当事者と全く同じ活動をしています。

公判期日のときには、民事原告としての立場と、法律実施の監査の役割を同時に行います。民事原告として参加するためには、関係する利益を侵害されている国家機関から委任を受けて参加します。

具体例を言いますと、国家監査機関という機関があり、その機関から、政府と民間の間で建設契約を締結したのに、民間側が契約に違反したとします。この場合、国家監査機関の要請に基づいて、検察院が民間の企業に対して提訴し、民事原告として参加することができます。

ただし、実務上はそのようなケースは極めて少なく、実際にはこのような活動は行われていません。なぜなら、訴訟になる前に、行政による和解や調停がなされ、大部分はその和解や調停で解決できるので、訴訟までにはなりません。

B. 裁判所における法律の遵守を監査する立場として民事、家事及び児童（少年）事件における監査活動

これは以下の2つのプロセスがある：

- 1. 事件記録上の監査
- 2. 公判における監査

1. 事件記録上の監査

- 裁判所から事件記録の送付を受けた後、検察官は事件記録に綴られる全ての資料をチェックしなければならない。
- 下級裁判所の法律の遵守に関する監査。具体的には、第一審又は控訴審において訴訟法違反があるかどうかをチェックすることである。

その監査の際には、各審級の訴訟手続きに関する原則や規則に従って各プロセスがきちんと行われたかどうかを確認しなければならない。なぜなら、各段階には手続きの違いがあるから。例えば、裁判所の事件処理の権限、証拠の収集、取調べ、調停、合議体の構成、公判での審理、判決の言い渡しにおいて手続き違反があるかどうかを確認すること。

民事事件・家事事件・商事事件について、法律の監査として事件に関与する場合の話をします。

これには二つのプロセスがあり、一つ目が記録上の監査、二つ目が公判期日における監査です。

例えば、事件記録上の監査については、裁判所から受け取った事件記録を確認し、書類が全てそろっているかどうかを確認し、控訴審の場合は、第一審の手続きがきちんと法律にしたがって運用がなされたかを確認します。

審級ごとに裁判のルールが少し異なるので、管轄区域や実際の法廷での取調べ、証拠の提出や収集などが適切に行われているかを確認します。

- 第一審裁判所による事件認定又は紛争事項の特定が的確かどうかを確認する。例えば、相続問題、責任問題、夫婦問題、民事又は商事の契約等といった当事者が裁判所に解決してもらう事件の問題は何なのかである。また、第一審裁判所の判断では関係する法律規定に適合しているかチェックする。第一審裁判所の事実認定が適しているかどうかのチェックは、民事部、商事部、労働部、家事及び児童事件の裁判部等といった裁判所及び裁判部の管轄権に関係するので特に重要である。そして第一審裁判所が判断を下した際に、法律や条文の適用が適切かどうかをチェックする。
- 裁判所による訴訟手続の運用が法律で定められた期間内で行われたかどうかをチェックする。
- 当事者の控訴申立が法律上の理由があるかどうかのチェック。具体的には、当事者申し立てた問題について第一審裁判所が明確に認定し、法律に適した判断がなされたかあるいはまだ検討していないかを確認する。また、第一審裁判所の判断が民事訴訟法第245条に適したかどうか。同法第279条、280条や281条に違反があったかどうかをチェックする。

例えば、事件記録の監査については、控訴審の場合、一審裁判所の判決に、裁判所が紛

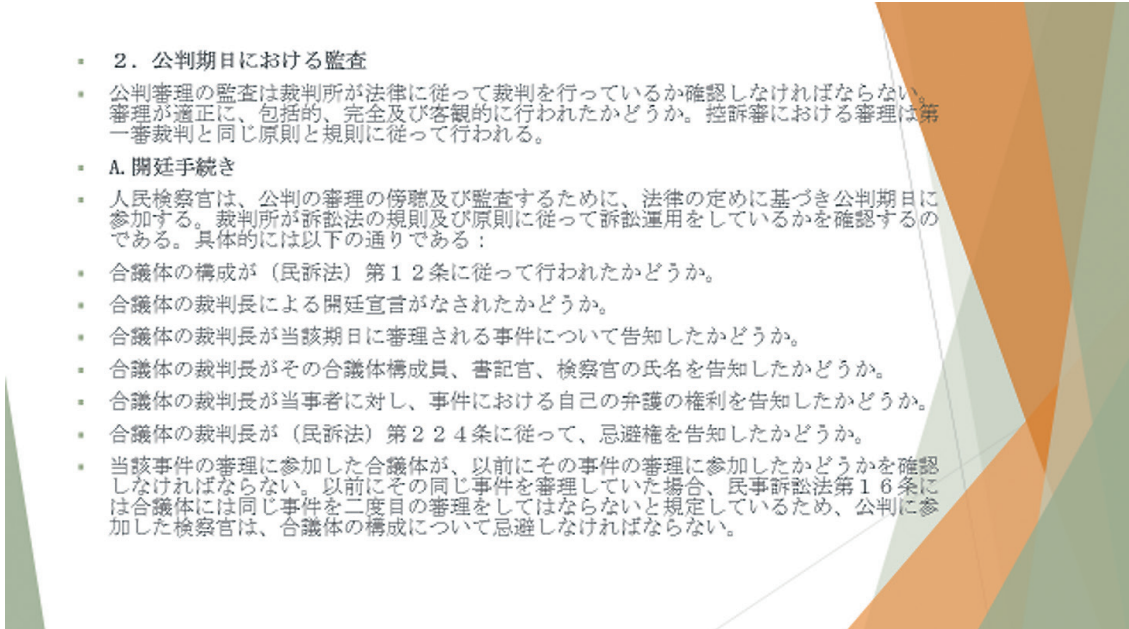
争に適した条文の適用をしているかの確認を行います。

また、各審級においては、事件の処理の期間が法律に定められています。一審だと9月以内、控訴審は4か月、破棄審は3か月という期間がありますが、その期間内に裁判所が事件処理をしているかも確認します。

例えば、時間内に終わらず期間の延長があった場合、裁判所が延長手続を適切に行っているかを確認します。これは、当事者の権利保護のためです。

そして、控訴審の場合、一審判決に対して申し立てられた控訴の理由を確認し、例えば、当事者が二つの点の検討をお願いしたのに、一審判決の中ではそのうち一つしか検討されていない、検討しない事項について全く判決の中で言及されていない、といったことを理由に控訴申し立てされたときに、検察院がそれを確認し意見書を準備します。

意見書を作った後、裁判所に送り、その後、裁判所の招待状を受けてから公判期日に参加します。

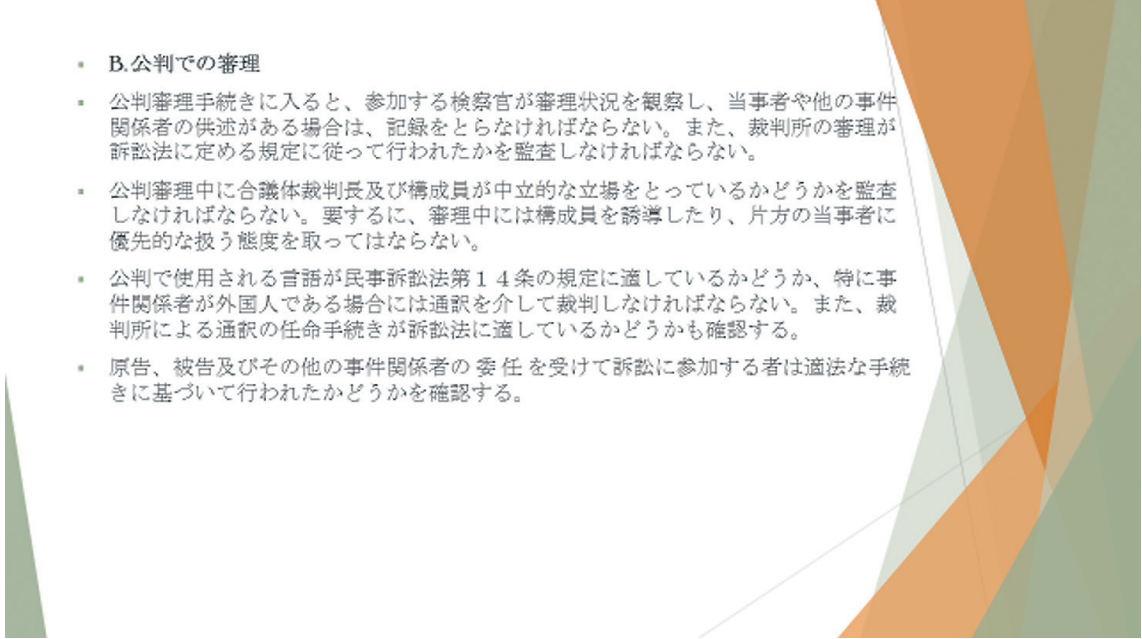
- 
- 2. 公判期日における監査
 - 公判審理の監査は裁判所が法律に従って裁判を行っているか確認しなければならない。審理が適正に、包括的、完全及び客観的に行われたかどうか。控訴審における審理は第一審裁判と同じ原則と規則に従って行われる。
 - A. 開廷手続き
 - 人民検察官は、公判の審理の傍聴及び監査するために、法律の定めに基づき公判期日に参加する。裁判所が訴訟法の規則及び原則に従って訴訟運用をしているかを確認するのである。具体的には以下の通りである：
 - 合議体の構成が（民訴法）第12条に従って行われたかどうか。
 - 合議体の裁判長による開廷宣言がなされたかどうか。
 - 合議体の裁判長が当該期日に審理される事件について告知したかどうか。
 - 合議体の裁判長がその合議体構成員、書記官、検察官の氏名を告知したかどうか。
 - 合議体の裁判長が当事者に対し、事件における自己の弁護の権利を告知したかどうか。
 - 合議体の裁判長が（民訴法）第224条に従って、忌避権を告知したかどうか。
 - 当該事件の審理に参加した合議体が、以前にその事件の審理に参加したかどうかを確認しなければならない。以前にその同じ事件を審理していた場合、民事訴訟法第16条には合議体には同じ事件を二度目の審理をしてはならないと規定しているため、公判に参加した検察官は、合議体の構成について忌避しなければならない。

次は公判期日における監査ですが、開廷手続がきちんと適法に行われたかどうかも確認します。

各検察官は、期日に参加する際、きちんとチェックリストを作って参加しています。具体的には、合議体の構成が適法になされたか、あるいは、合議体から当事者に対する権利の告知が適法に行われたかなど、項目ごとにチェックしていきます。

例えば、裁判長が合議体の構成に対する忌避権を当事者に告知しなかった場合、その場にいる検察官が、忌避権を告知するようお願いします、と合議体に伝えます。

これは、確かに細かい作業になると思いますが、まだ必要となるのはおそらく、現在のラオスの手続において、公判や法廷に来るのは一般市民であり弁護士がついていない場合が多いので、そのために検察院が不適切な事態が生じた場合にこれを修正する必要があるのだと思います。

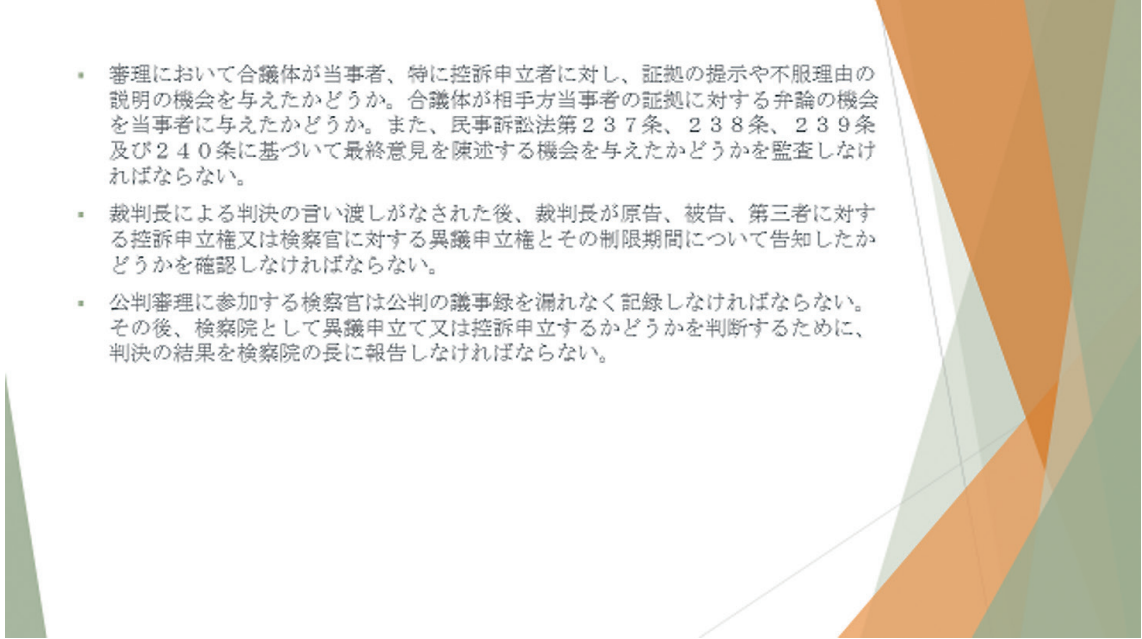
- 
- **B.公判での審理**
 - 公判審理手続きに入ると、参加する検察官が審理状況を観察し、当事者や他の事件関係者の供述がある場合は、記録をとらなければならない。また、裁判所の審理が訴訟法に定める規定に従って行われたかを監査しなければならない。
 - 公判審理中に合議体裁判長及び構成員が中立的な立場をとっているかどうかを監査しなければならない。要するに、審理中には構成員を誘導したり、片方の当事者に優先的な扱う態度を取ってはならない。
 - 公判で使用される言語が民事訴訟法第14条の規定に適合しているかどうか、特に事件関係者が外国人である場合には通訳を介して裁判しなければならない。また、裁判所による通訳の任命手続きが訴訟法に適合しているかどうかを確認する。
 - 原告、被告及びその他の事件関係者の委任を受けて訴訟に参加する者は適法な手続きに基づいて行われたかどうかを確認する。

次に、法廷での審理を行う際に、検察官が何をするかを説明します。

具体的には、法廷審理の場面において、合議体が中立的な立場で審理を行っているか、偏見を持っているような態度でないか、一方の当事者に誘導的な質問を行い、他方当事者に不利益を与えることがないかなどについて、検察官が法廷で監査をします。

そして、ラオスは多民族国家ですが、少数民族には標準語を解さない人もいます。また、外国人が当事者の場合、裁判所が適切に通訳人を選任したかどうか、そのような手続を適切に行ったかどうかについても、以後の手続で問題にならないよう、検察官が確認します。

また、弁護士ではない代理人を選任した場合、きちんと法律にしたがって適切に選任したかどうか検察官は監査しなければなりません。これは非常に重要な点です。適切に選任されなければ事件の処理が非常に困難になるためです。例えば、当事者の一方が期日の前に死亡した場合、期日当日いきなり息子が代わりに参加するということはもちろんできませんので、そういったことがないかを確認します。法定代理人として手続を経て参加してもらうよう監査をします。

- 
- 審理において合議体が当事者、特に控訴申立者に対し、証拠の提示や不服理由の説明の機会を与えたかどうか。合議体が相手方当事者の証拠に対する弁論の機会を当事者にも与えたかどうか。また、民事訴訟法第237条、238条、239条及び240条に基づいて最終意見を陳述する機会を与えたかどうかを監査しなければならない。
 - 裁判長による判決の言い渡しが行われた後、裁判長が原告、被告、第三者に対する控訴申立権又は検察官に対する異議申立権とその制限期間について告知したかどうかを確認しなければならない。
 - 公判審理に参加する検察官は公判の議事録を漏れなく記録しなければならない。その後、検察院として異議申立て又は控訴申立するかどうかを判断するために、判決の結果を検察院の長に報告しなければならない。

事件の審理の場面において、重要なのは弁論です。裁判所で十分な弁論をさせているか、民事訴訟法の条文を確認して監査を行います。

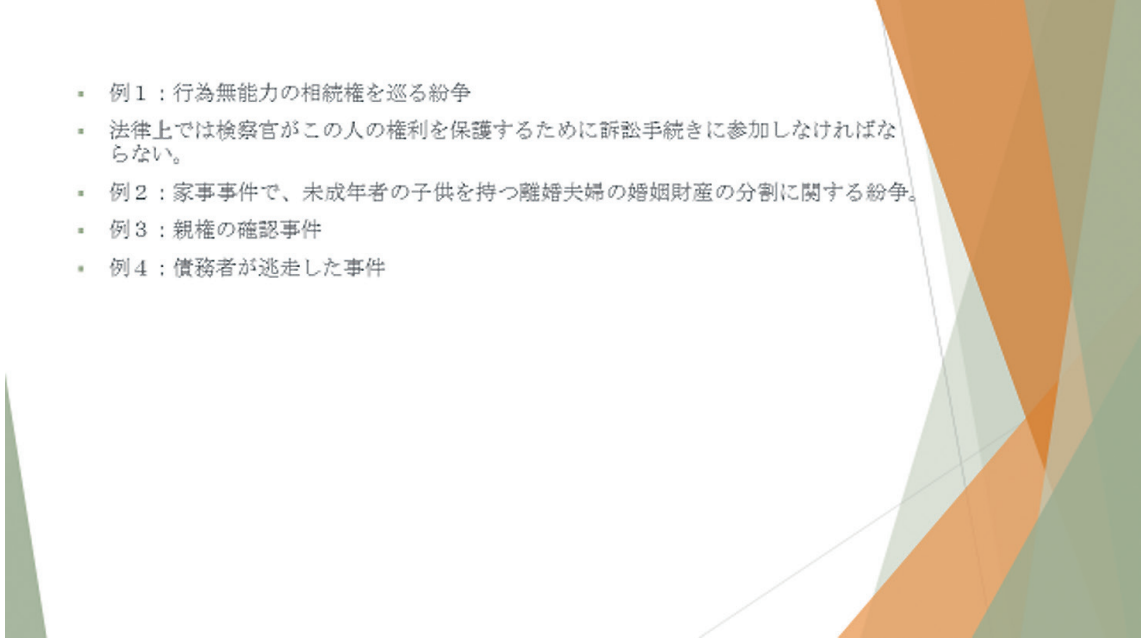
例えば、一方当事者が一生懸命証拠を提出しようとして手を上げたのに、裁判所から発言の機会を与えられないということがあれば、検察官から裁判所に対し、当該当事者に発言の機会を与えるよう求めることができます。

また、その期日で決着せず、裁判所が次回期日を設定したい場合、検察官の意見も確認しなければなりませんし、検察官は法律を見てその場で判断します。

実務でも、特に私の担当している控訴審では、そのような延期はよくあります。例えば有利な証拠が見つかって、それを鑑定する必要がある場合には次回期日を設定し、きちんと鑑定をして手続を行えるようにします。

判決の言い渡しの場面でも、検察官が、裁判所がきちんと当事者に対し不服申立ての権利を十分告知したか、検察院に対して異議申立の権利を告知したかどうかを確認します。

判決が法律に適していないと判断する検察官は、異議申立を行うことができます。

- 
- 例1：行為無能力の相続権を巡る紛争
 - 法律上では検察官がこの人の権利を保護するために訴訟手続きに参加しなければならない。
 - 例2：家事事件で、未成年者の子供を持つ離婚夫婦の婚姻財産の分割に関する紛争。
 - 例3：親権の確認事件
 - 例4：債務者が逃走した事件

本当は事例を詳細に述べた方が良いのですが、時間の関係で簡単に事例を紹介します。

例えば、私自身の経験上、具体的な判決に対する異議申立てをしたのは二番目の事例である、夫婦の離婚事件で婚姻共同財産の分割に関する紛争で、その夫婦には未成年の子がいたという事件でした。

この事件は控訴審の事件ですが、私が参加したものです。判決は夫婦共同財産の全部をまず債務返済に充て、残ったものを三等分に分け、夫、妻、子で分けるというものでした。検察官としては、その判決が民法、民訴法、少年の利益を保護する法律に適していないと考えました。

民訴法と民法143条に基づくと、未成年者の権利利益が関係する場合は、未成年者の利益を最優先にすべきという観点から、監査を行いました。

そうすると、先に債務を返済してから三等分になると未成年者の利益が十分保護されないおそれがあります。ですので、そのような場合には検察官が異議申立を行います。夫婦共同財産の分割を再度してもらうように、再度分割する際には、民法、民訴法、少年の利益を保護する法律に従って分割をお願いするという異議申立てを行いました。

すなわち、再度分割する場合には、まず財産を三等分し、3分の1を未成年者に渡し、残りの3分の2の財産から債務の返済に充てるということになります。

これは例2の話ですが、例1は、権利無能力者の遺産分割に関する事件です。

例1では、被相続人（死亡者）がおり、相続人である子が何人もいて、その中の一人が行為無能力者でした。裁判所の判決では、法律に従い、行為能力者として分割を行いましたが、行為無能力者の後見人のことを考慮しなかった案件でした。

それに対して、検察官が、行為無能力者について詳細に確認をすべきではないかと異議申立を行いました。

この事件は、一審の判決でしたが、当該相続人はもともと何ら問題はありませんでした。が、交通事故によって行為無能力者になったというケースでした。

裁判所は、行為無能力者について、実際にどのような状況で生活しているか、誰が面倒を見ているかについて十分調査せずに、普通の人のように扱って被相続人の財産の分割を行ったため、検察官としては、それに対して指摘をして、控訴審の際に、このような事項についてきちんと調査を行うよう裁判長に申し立てました。

例3は親権に関する争いです。この事件は私が最高検にいた際、破棄審の事件として扱った事件です。

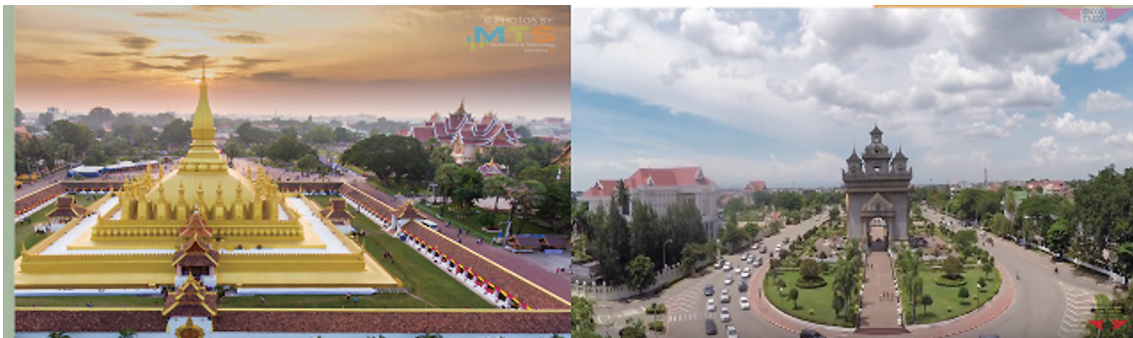
まず事件の内容は、夫婦が離婚する際、3歳の子に対する親権が争いになったものです。法律上は7歳未満の子は親権が自動的に母親にあるとされていますが、父親が一審から争い続け破棄審まで上がってきたものです。一審、控訴審、破棄審のいずれも、母親が親権を持つという判断をされましたが、父親が新証拠を持って再審手続を申し立てました。

その理由と証拠は、母親の住んでいる環境が子どもに適していないと述べるものでした。具体的には母親にあまり時間がなく、子どもを母親の弟と一緒に看護するというものでしたが、その弟が薬物依存で精神障害を持っている状態で、居住している村の環境も薬物依存者が多いということで、母親と一緒に同居すると子どもの健全な成長が考えられない、というのが父親の主張でした。

検察官も再審申立を受理しますので、現場である村の調査の要請を受け、調査すると、確かに父親の主張の通り、子どもの成長にとって危険な環境でした。

再審が行われたところ、再審の結果は父親に親権を与えるというものでした。

詳細な情報をお伝えできず申し訳ありませんが、以上が私の発表です。



ご静聴ありがとうございます。